

資料 2

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

項目	修正後頁	具体的内容
1 災害対策基本法の改正及び国の防災基本計画の修正		
①避難勧告・避難指示等の一本化	P47、134 他	住民へ発出可能な避難情報が避難指示のみと一本化したことによって、原子力災害対策に記載されている屋内退避又は避難のための立退き等の「勧告又は指示」を指示に一本化して修正。
②原子力災害時の国との情報共有について	P69、73 他	各警戒事象になった際に国と自治体が協力して作成する避難等の防護措置の実施方針に必要となる事項について追記。
③新型コロナウイルス感染症対策	P127,128 他	避難又は一時移転の際や避難所における事前の感染症対策について追記。また、自宅等で屋内退避の際には、被ばくを避けることを優先し、原則換気を行わないよう指示することを追記。
④原子力被災者生活支援チームの早期設置	P155,156	従来は避難区域の住民避難がおおむね終了した後に設置していた原子力災害被災者の生活支援を任務とする同チームを原子力災害対策本部設置後に立ち上げるように修正。
2 原子力災害対策指針の改正		
①施設敷地緊急事態要避難者	P18	今まで要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者を対象としていたが、妊婦等については原則すべての者が該当するよう修正。
②核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応	P61、156	核燃料物質等の輸送時の災害対応について追記。
3 その他		
①県災害対策本部事務局組織等の見直し	P80 他	福島県地域防災計画（一般災害編）の改正により、新しい県災害対策本部事務局組織を原子力災害対策編に反映。
②その他		用語の説明の追加や文言整理等を行った。